

# 規 則

加古川市訪問理美容サービス協会TEADA

# 規 則

(名 称)

第 1 条 当団体は、 加古川市訪問理美容サービス協会 T E A D A と称する。

(目 的)

第 2 条 当団体は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 福祉施設等への訪問理美容サービス
2. 各種研修会の開催
3. 各市町村への補助サービスの申請及び受領並びに分配
4. 各種 SNS 等への投稿及び広報活動
5. 前各号に附帯する一切の事業

(主たる事務所の所在地)

第 3 条 当団体は、主たる事務所を兵庫県加古川市加古川町北在家 2 2 1 9 - 2 - 1 F に置く。

(入会条件)

第 4 条 当団体に入会するには、代表及び副代表の合議で決定した者でなければならない。

(入 会)

第 5 条 当団体に入会する者は、別途契約書を交わすこととし、契約内容を遵守しなければならない。

(総会決議事項)

第 6 条 総会は、会社法に規定する事項及び当団体の組織、運営、管理その他当団体に関する一切の事項について決議をすることができる。

(招 集)

第 7 条 定時総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に招集し、臨時総会は必要がある場合には、いつでも招集することができる。

(議 長)

第 8 条 総会の議長は、代表がこれに当たる。

(決議)

第9条 総会の決議は、法令又は別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる代表及び副代表の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる代表及び副代表の過半数を有する者が出席し、出席した代表及び副代表の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(機関)

第10条 当団体は代表1名と副代表5名以内とする。

(代表及び副代表)

第11条 当団体の設立時代表及び副代表は次のとおりとする。

代表 安大陽平

副代表 魚住利香、西田尚美

(事業年度)

第12条 当団体の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(定めのない事項)

第13条 定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

上記は、当団体の現行規則に相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

本店 兵庫県加古川市加古川町北在家2219-2-1F

商号 加古川市訪問理美容サービス協会TEADA

代表者 代表 安大陽平